

令和元年度 最終補正予算（その2）について

今回の補正予算は、国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策（第2弾）をふまえた本県の対応などに必要な経費について、所要の措置を講じるものです。

【最終補正（その2）後の予算規模】

（単位：千円、％）

	30年度最終補正後予算額 ①	令和元年度補正前の額 ②	最終補正額 （その2）	補正後累計 ③	伸び率	
					③／①	③／②
一般会計	719,509,913	729,112,006	358,200	729,470,206	1.4	0.0
特別会計	359,161,911	366,235,079		366,235,079	2.0	-
企業会計	38,125,158	38,645,777		38,645,777	1.4	-
合計	1,116,796,982	1,133,992,862	358,200	1,134,351,062	1.6	0.0

I 一般会計の内容

3億5,820万円

1 歳入

(1) 国庫支出金

3億5,664万2千円

国庫支出金について、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金で2億8,413万9千円、障害者総合支援事業費補助金で6,535万4千円をそれぞれ増額するなど、あわせて3億5,664万2千円を増額補正する。

(2) 繰入金

155万8千円

繰入金について、財政調整基金で155万8千円を増額補正する。

2 歳出

(1) 医療機関・福祉施設等への支援

①防疫対策事業（医療保健部） 155万8千円

「帰国者・接触者外来」を設置している医療機関に対して、不足している消毒液を県が一括購入して配布する。

②社会福祉施設への消毒用品等の配布及び購入支援（子ども・福祉部）

1,228万8千円

障害者介護給付費負担金

500万円

家庭的養護推進事業

500万円

保育対策総合支援事業

38万8千円

認定こども園等整備事業

176万1千円

生活困窮者自立支援事業

13万9千円

社会福祉施設での感染拡大を防止するため、消毒用品等を県が一括購入して各施設へ配布するとともに、施設が購入した経費に対して支援する。

③障害者介護給付費負担金（子ども・福祉部）

516万5千円

障がい者の在宅就労（テレワーク）を推進するため、就労移行支援事業所等におけるテレワークのシステム導入経費等を支援する。

(2) 生活者支援

①生活福祉資金貸付事業補助金（子ども・福祉部）

2億8,400万円

休業等を理由に一時的な資金が必要な方への緊急の貸付、収入の減少や失業等により生活の立て直しのための安定的な資金の貸付のため、個人向け緊急小口資金等に特例措置を設けるとともに、実施に要する費用を補助する。

・緊急小口資金（一時的な資金が必要な方〔主に休業された方〕）

	従来	特例措置
貸付対象者	緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする低所得世帯等	<u>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯</u>
貸付上限	10万円以内	<u>10万円以内（学校等の休業等の特例20万円以内）</u>
据置期間	2月以内	<u>1年以内</u>
償還期限	12月以内	<u>2年以内</u>
貸付利子	無利子	無利子

・総合支援資金（生活支援費）（生活の立て直しが必要な方〔主に失業された方等〕）

	従来	特例措置
貸付対象者	低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	<u>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯</u>
貸付上限	（二人以上）月20万円以内 （単身）月15万円以内 貸付期間：原則3月以内	同左
据置期間	6月以内	<u>1年以内</u>
償還期限	10年以内	同左
貸付利子	保証人あり：無利子 保証人なし：年1.5%	<u>無利子</u>

②障がい児施設支援等事業（子ども・福祉部）

5,518万9千円

特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービスの利用増にかかる経費に対して支援する。